

高額療養費について

手続き不要

高額療養費や一部負担還元金など、医療費にかかる還付金の手続きについては、当健保組合では保険医療機関等からの医療費請求を基に、窓口負担を計算して自動払いしますので、申請書の提出などのお手続きは必要ありません。ただ、受診から医療費請求まで時間がかかりますので、給付金の支払いは受診月から最短で3ヶ月後になります。

限度額認定証について

入院など医療費が高額になる場合、限度額認定証を提示することで、窓口負担を少なくすることができます。なお、使用しない場合でも負担のトータルは同じです。(例1)ご希望の場合は、各事業所に限度額認定証申請書がありますので、事業所経由でご提出ください。

例1

医療費 100 万円

- ・限度額認定証を使った場合

(窓口負担 87,430 円) - (一部負担還元金 57,400 円) = 30,030 円の負担

- ・限度額認定証を使わない場合

(窓口負担 300,000 円) - (高額療養費 212,570 円 + 一部負担還元金 57,400 円)
= 30,030 円の負担

高額介護合算療養費について

同一世帯（山昭健保加入者間に限る）で医療費負担と介護保険の利用者負担の合算が60万円を超えるなどした場合、高額介護合算療養費が支給されます。（ただし、収入や年齢によって算定基準額は変わります。）この給付は自動計算できませんので、申請書のご提出が必要です。該当の場合には健保までご連絡をお願いいたします。